令 和 八 年 歌 会 始 の お 題

> 和 七 年 \_ 月二十二日 宮 内 庁

令

( 注 明 と 定 はめ ヮら し

お題 の明られ で よう 、 な す が 。 語 に歌しに て詠 も む 、場 また。 「明」の る い文字が詠み込む 訓ま 読れ して てい もれ 差ば よく し 支 え あ 「鮮 明 りま せ ん 文 明

# 要

 $\widehat{\mathbb{S}}$ お 題を詠み込ん 半紙)を横長に用込んだ自作の短歌 いで ` \_ 右半分にお題と短歌人一首とし、未発表 の ₽ の に 限 ŋ ま す

 $\widehat{\equiv}$ 及 び に 書 の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたこ業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。 は、 便 番号、 半紙 (習字用 住所 の 話番号、 名(本名、 ふりが なつき)、 生年 月 左 半 日

あ る場合には、 なるべく元の職業を書い てください。)。 (以前に職業に就いたことが

外用 な お は、半紙とし、 主婦の 場合は、 記載事 単 に 紙項はは 「主婦」と書 全て毛筆で自書してください。ただし、婦」と書いても差し支えありません。 ٧V ても差 し支えあ

 $\equiv$ 

か 紙

~ら詠進

する

場合

は、

用

随

意

但

半紙サイズ二十

四

cm × 三 十 三

四  $\mathbf{cm}$  $\mathcal{O}$ 病 気 横長)とし、 又は身 体 害の 毛筆で た め なく 毛 て紙 筆 、 も 差 に て 自 し支えあ す る こ と りません。 が で きな ٧V 場 合 は 左記

よることができます。 に よる。 代  $\mathcal{O}$ 理 代 筆 者  $\mathcal{O}$ 住 所 及 び 氏 名 を 別 紙 に 書 W

らの て詠 本 進歌に添 機器を使 が ワ 用 え てください 口 Þ 点字で詠進し、 書を い使 て詠進歌に添えてください用して印字する。この場合 合、 れ

視 障 の 方 はした て Ь 差 し 支 え あ ŋ ませ

> 書 ( 横 式 図 長 ) ₹ \ \ お ` 電話番号 題「 住 山 ` \ \ 折り 明し 業 生年月日 ` ` ) )

# 三 注 意

ウ

次 合に 込 ん 詠 進 い歌 い失 格 ځ ・なり ま

- を 詠 み で な 場 合 短 歌 の 定 型でな ₽ の 又 用 紙 が 縦 長 の 合
- $\widehat{\equiv}$ 一 お の 人 題 場 で二首 以 上 表 詠 進 われし た 場 。以前に、 一型の の合や毛筆に の合い で ない 場合
- $\widehat{\Xi}$ 詠 進 歌 が 既 に 発 さ た 短 又 は 著 - 雑誌 その ĺ の似 し の出版 である場
- 回 詠 進 歌 を 歌 の れ る 新 聞 他 物 年 賀 等 に より発 表 し た 場
- 蘣 し た代 . 筆 氏の行 由書 を 添前 えた場 一合を 除 き、 ځ 認 め Ś れ るす ベ 状 ての 詠 進 歌
- 所、こ 電記 番 名 理 生 年 月 日 業を V て い同 な筆 V ŧ の そ の他 ۲ の 詠 進 要 領 に よら な ٧١ 合

# 匹 お詠 の間

題進 発の 表期 日 か ら 九 月 三十 日 ま で ح Ļ 郵 送  $\mathcal{O}$ 場 合 は 消 印 が 九 月三十 日 ま で  $\mathcal{O}$ ₽ の を 有 効 とし ま す

### 五 郵便 の あ て

封 入 し ₹ て 0 差 し 支 え八 あ ŋ ま せ ん 宮 内 庁 ح し 封 筒 に 詠 進 歌 ح 書 き 添 え て < だ さ W 0 詠 進 歌 は 小 さ < 折 つ て

六 を ま 添 た え てが ある場合に I 九 庁 月 ホ 二 | 十 ム日ペま は、 直接、 1 で ジに 問い合われ、宮内庁も せ式で部 てく 職あ ださ て いに、 郵便番号、 住 所、 氏 名を書き、 返 信 用 切手 を は つ た封

(https://www. kunaicho. go. jp/) を御参 照 < 、ださ ٧١

## (注) 個人情 報 の 取 収扱い につい て

- 二(二)で記載いただい た個人情報は、 歌会始のために必要な範 囲で利用します。
- 利用及び提供の制限 以外の目的のために自ら利用し、 法令に基づく開示要請があった場合その他特別 又は第三者に提供しま 世 な理由が ある場合を除き、 利 用 目